別表十七㈢の七の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第１項から第３項まで又は第７項から第９項まで（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈢の七の記載要領第11号中「以下この号及び」を「又は連結法人が外国法人（特定個別課税対象金額（令和２年旧措置法第68条の92第４項に規定する特定個別課税対象金額をいう。第４号において同じ。）又は間接特定個別課税対象金額（令和２年旧措置法第68条の92第11項に規定する間接特定個別課税対象金額をいう。第７号において同じ。）がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限る。次号において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の当該外国法人に対する保有割合」を「、連結法人が令和２年旧措置法第68条の92第１項から第３項まで又は第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、当該連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含む。）の当該外国法人に対する保有割合を」に、同号㈠中「又は特定個別課税対象金額」を「、同号㈡中「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について令和２年旧措置法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（㈡に規定する場合に該当する場合を除く。）」に、同号㈡中「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について令和２年旧措置法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限る。）」を「第66条の８第２項若しくは」を「第66条の８第２項又は」に改め、「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について令和２年旧措置法第68条の92第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（㈣に規定する場合に該当する場合を除く。）」を「第66条の８第２項若しくは」を「第66条の８第２項又は」に改め、「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について令和２年旧措置法第68条の92第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項又は第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）」を「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について令和２年旧措置法第68条の92第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）」を「又は間接特定個別課税対象金額」を「、同号㈡中「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について令和２年旧措置法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（㈡に規定する場合に該当する場合を除く。）」を「、同号㈢中「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について令和２年旧措置法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第１項から第３項までの規定の適用を受けた場合に限る。）」を「若しくは第９項」を「又は第９項」に改め、「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について令和２年旧措置法第68条の92第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（㈣に規定する場合に該当する場合を除く。）」を「、同号㈣中「若しくは第９項」を「又は第９項」に改め、「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について令和２年旧措置法第68条の92第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第２項又は第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）」を「、同号㈤中「又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について令和２年旧措置法第68条の92第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）」を「、同号十中「若しくは第８項又は令和２年旧措置法第68条の92第２項若しくは第９項」を「又は第８項」に改め、同号十一中「若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の92第１項、第３項、第８項若しくは第10項」を「又は第９項」に改め、同号十一中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の119第２項（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）」を「、同号十一中㈡を㈢とし、㈠の次に次の㈡を加え、同号㈡中「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「又は連結事業年度」を「、同号十四中「若しくは第６項」を「又は第６項」に改め、「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の４第１項から第３項まで若しくは第７項から第９項まで（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を「に、

別表十七㈢の七付表１の表を次のように改める。